

28宗商第10596号  
平成29年 2月28日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様  
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美  
(産業振興部商工観光課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成29年2月17日付28宗監第10124号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（元気な島づくり課）

定期監査実施日：平成28年2月8日

監査対象年度：平成27年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）福岡県大島港大島海洋体験施設の指定管理に関する事蹟について                      事業に係る複数の收受文書において、收受年月日と收受番号が整合していない。また、平成27年11月分の「福岡県大島港大島海洋体験施設業務報告書」については、提出日は提出期限内であるが、收受年月日が提出日からひと月経過しており、提出期限を渡過しているため、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>（2）大島地区環境整備業務委託に関する事蹟について                      業務に係る完成届に添付された完了写真に日付の記録がないため、複数回の実施を条件とする作業の実施状況を確認できないので、業務の実施日が確認できるよう書類受領時の確認を徹底されたい。</p> <p>（3）大島港他1港渡船ターミナル観光インフォメーション業務委託に関する事蹟について                      平成27年4月分から平成27年12月分までの9か月分の「大島港他1港渡船ターミナル観光インフォメーション業務委託報告書」について、報告書の提出日と收受年月日は月ごとの提出期限内となっているが、月に1度提出される報告書で、それぞれの報告書の提出日には概ね30日程の間隔があるにもかかわらず、文書の收受番号がすべて連続している。また、この9件の報告書を収受する間に収受した他の文書があるが、その文書の收受年月日及び收受番号とも整合していないので、事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>（1）福岡県大島港大島海洋体験施設の指定管理に関する事蹟について                      ご指摘の事業に係る收受文書については、指定管理者に対し、改めて提出期限内に提出するよう指導するとともに、收受年月日等の事務処理についても提出期限を越えないように処理するよう改善しました。</p> <p>（2）大島地区環境整備業務委託に関する事蹟について                      ご指摘の事蹟については、受託者に対し、業務に係る完成届に添付された業務完了写真について、作業の実施日を記録するように指導し、各作業の実施状況を確認できるよう改善を行いました。</p> <p>（3）大島港他1港渡船ターミナル観光インフォメーション業務委託に関する事蹟について                      ご指摘の事業に係る收受文書については、指定管理者に対し、改めて提出期限内に提出するよう指導するとともに、收受年月日等の事務処理についても提出期限を越えないように処理するよう改善しました。</p>

( 4 ) 瀬山ふれあい牧場小動物等管理業務委託(その1)に関する事蹟について

業務委託仕様書に宗像市契約事務規則第51条第1項に基づき委託料の部分払を認める旨を記載しているが、業務に係る契約金額が100万円を下回っており、同条を適用する場合の部分払の回数を定めた同規則第54条には原則該当しない。また、第54条には「ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない」とする記載はあるが、業務の契約に係る起案文書等には、このただし書きを適用する旨を記載されていないので、事務処理を適正に行われたい。

( 5 ) 離島体験交流施設の備品購入に関する事蹟について

入札参加業者から提出された質疑書に対する回答の事蹟がつけられていないので、事務処理を適正に行われたい。

( 6 ) 元気な島づくり事業補助金に関する事蹟について

「宗像市元気な島づくり事業補助金交付要綱」において、備品の購入費用は原則として補助対象経費とはならないが、「宗像ライフセービングクラブ」及び「宗像アウトドアクラブ」の2つの団体から提出された平成27年度の補助金交付申請に係る事蹟を確認したところ、「キャンプ用具」や「ダッチオーブン」といった、備品に該当すると考えられる物品の購入費用を需用費(補助対象経費)として計上しており、申請の事蹟からは購入予定の物品を特定できないにもかかわらず、そのまま收受しているので、書類受領時に申請内容の確認を徹底されたい。

また、同要綱には「特に市長が必要と認める経費」を対象とする旨の規定はあるが、補助金の交付決定に係る起案文書等からは、本件申請内容が「特に市長が必要と認める経費」として認められているものであることを確認できないので、補助対象の範囲を拡大して認める場合は、その判断の根拠となる理由を明記されたい。

( 4 ) 瀬山ふれあい牧場小動物等管理業務委託(その1)に関する事蹟について

当該業務の内容を考慮し、委託料の部分払を行う必要があることから、宗像市契約事務規則第54条ただし書の規定を適用することにより、適正に部分払を行えるよう事務処理を改善しました。

( 5 ) 離島体験交流施設の備品購入に関する事蹟について

質疑書に対する回答の事蹟をつづり、事務処理を適正に行っております。

( 6 ) 元気な島づくり事業補助金に関する事蹟について

元気な島づくり事業補助金の申請については、補助対象経費に該当するか等も含め、適正に審査内容の確認を徹底します。その上で各申請団体の活動内容において不可欠な用具等である場合、特に必要と認められる場合においては、最小限度の範囲内において必要な経費として認め、支出項目の修正等を指導し、起案文書等においても、「特に市長が必要と認める経費」として、適正に補助金を支出するよう改善しました。